

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年10月11日(2007.10.11)

【公開番号】特開2002-32611(P2002-32611A)

【公開日】平成14年1月31日(2002.1.31)

【出願番号】特願2000-347301(P2000-347301)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 1 4

G 06 F 17/60 3 0 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月27日(2007.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する案件についての情報を案件ごとに案件管理情報として管理し、且つその管理の依頼者端末にネットワークを介して接続可能とされた手続管理システムであって、

各案件に関する案件管理情報を登録された案件管理情報記憶手段と、

正規の依頼者か否かの認証を行う依頼者認証手段と、

依頼者認証手段により認証された場合に、その依頼者の案件の案件管理情報を案件管理情報記憶手段から取得して依頼者端末に開示する案件管理情報公開手段とを備え、

案件管理情報記憶手段に登録された各案件は、それぞれ一以上の依頼者と対応させられており、

各依頼者は、自己に対応させられた案件について案件管理情報の閲覧が可能とされており、

次手続や所定手続に関する指示を依頼者端末に要求、または依頼者端末から手続指示を受ける手続確認手段をさらに備える

ことを特徴とする手続管理システム。

【請求項2】

依頼者認証手段により認証された依頼者端末から案件管理情報を受信して、案件管理情報記憶手段に登録する案件管理情報登録手段を更に備え、

代理人のない案件についての案件管理情報の前記案件管理情報記憶手段への登録が、前記依頼者端末またはこれに加えて或いはこれに代えて、代理人のいない者の端末を依頼者端末として可能とされた

ことを特徴とする請求項1に記載の手続管理システム。

【請求項3】

案件管理情報記憶手段には、各案件それについて、その案件に関する案件管理情報を、どの依頼者からの依頼の案件かを判別するための依頼者識別情報と対応付けて登録され、

案件管理情報公開手段は、依頼者認証手段により認証された場合に、その依頼者の依頼者識別情報に基づいて、その依頼者からの依頼の案件に関する案件管理情報を案件管理情報記憶手段から取得して、その依頼者端末に公開し、

前記案件管理情報にはそれぞれ、その案件の主体的情報としての出願人や権利者の氏名ないし名称の情報が含まれており、この主体的情報が異なる案件についても依頼者識別情報を依頼者のものに対応させておくことで、依頼者自身の案件の他、依頼者と異なる者の案件についての案件管理情報の登録または閲覧も可能とされた

ことを特徴とする請求項1または請求項2に記載の手続管理システム。

【請求項4】

依頼者から手続または管理を依頼されている異なる特許事務所の管理者端末が接続可能とされており、

正規の管理者か否かの認証を行う管理者認証手段と、

管理者認証手段により認証された管理者端末から案件管理情報を受信して、案件管理情報記憶手段に登録する案件管理情報登録手段とを更に備え、

案件管理情報記憶手段に登録された各案件は、それぞれ一以上の管理者と、一以上の依頼者とに対応させられており、

各管理者は、自己に対応させられた案件について案件管理情報の取り扱いが可能とされ、

各依頼者は、自己に対応させられた案件について案件管理情報の閲覧が可能とされている

ことを特徴とする請求項1から請求項3までのいずれかに記載の手続管理システム。

【請求項5】

各管理者に関する管理者情報を登録された管理者情報記憶手段をさらに備え、

前記管理者情報記憶手段には、仲介ないし代理等に関する専門分野や業務範囲等が各管理者ごとに登録されており、

その専門分野や業務範囲等に関し、前記管理者情報記憶手段を検索することで、依頼者が求める管理者を抽出可能とされた

ことを特徴とする請求項4に記載の手続管理システム。

【請求項6】

所定期間に発生する手続と、その手続実行料金とを依頼者端末に開示可能とされ、前記所定期間を依頼者端末から指定可能に構成された

ことを特徴とする請求項1から請求項5までのいずれかに記載の手続管理システム。

【請求項7】

前記案件管理情報公開手段は、各案件について、手続の一連の流れを示した図表等において、その案件の手続上の現在位置を明示可能とされた

ことを特徴とする請求項1から請求項6までのいずれかに記載の手続管理システム。

【請求項8】

依頼者の特許権、実用新案権、意匠権ないし商標権等の権利の年金納付や更新手続等を管理するシステムとされ、

前記案件管理情報記憶手段に登録された案件管理情報には、その権利に関する登録番号等の案件特定情報と、その設定登録日等の、年金納付や更新手続等の起算日と、年金納付等に関する状況等が含まれ、

少なくとも次回の年金納付ないし更新手続等の期限管理を行い、

前記案件管理情報公開手段は、依頼者認証手段により認証された依頼者の案件に関する案件管理情報の内、少なくとも前記案件特定情報と、その年金納付等の状況又は次回の年金納付等の期限を、案件管理情報記憶手段から取得してその依頼者端末に開示し、

前記手続確認手段は、次回の年金納付ないし更新手続等の有無を依頼者に確認するために、その案内を依頼者端末に送信し、或いはその指示を依頼者端末から受信する手段である

ことを特徴とする請求項1から請求項7までのいずれかに記載の手続管理システム。

【請求項9】

前記各手段の一部または全部が、手続先端末に備えられている

ことを特徴とする請求項1から請求項8までのいずれかに記載の手續管理システム。